2022年3月17日

お客さま へ

株式会社 山陰合同銀行

「総合口座および流動性預金関連規定集」改定のお知らせ

山陰合同銀行では、通帳発行手数料の新設にともない、「総合口座および流動性預金関連規定集」内に「通帳発行形態に関する特約」を2022年4月1日(金)より追加いたします。

なお、新規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

「通帳発行形態に関する特約」の内容は下記のとおりです。

記

通帳発行形態に関する特約

１．（特約の適用範囲）

この特約は、当行と預金契約を締結する個人（以下「預金者」といいます）が当行に有する普通預金口座について、普通預金規定（または総合口座取引規定、決済用普通預金規定、決済用普通預金（総合口座取引）規定）に加えて適用されます。

２．（通帳の選択・変更）

（１）預金者は、普通預金口座の利用にあたって、別途定める「スマート通帳」もしくは「WEB 口座」または紙通帳のいずれかの形態（以下「発行形態」といいます）を選択するものとします。発行形態は預金者が当行所定の手続きにより変更することができるものとします。

（２）発行形態を紙通帳からスマート通帳またはWEB口座へと切り替えを行う場合、切り替え前の紙通帳は、切り替えを行った時点で使用できなくなります。

（３）発行形態をスマート通帳またはWEB口座から紙通帳へと切り替えを行う場合、預金者は当行所定の通帳再発行手数料を支払うものとします。

３．（通帳発行時の手数料について）

（１）2022年4月1日以降に新たに開設された普通預金口座について、発行形態で紙通帳を選択する場合、当行所定の手数料をいただきます。

（２）前項の手数料について、口座開設時は店頭でお支払いいただきます。紙通帳の繰越時は月次の当行所定の日に当該預金口座から払戻請求書によらず当行所定の方法により、その金額を引き落とすことによりお支払いいただきます。

（３）繰越発行時に、預金口座の残高不足等により、一定期間手数料が支払われない場合には、当行は、預金者の同意を得ることなく、スマート通帳に変更できるものとします。

４．（特約の変更等）

（１）本特約の各条項およびその他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表または通知することにより、変更できるものとします。

（２）前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、この場合、公表の日から適用開始日までは、変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。

以　上

以　上